



島根県報

平成21年12月22日（火）

号外 第 217 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例	（人 事 課）	6
島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	7
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	8
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例	（自 然 環 境 課）	14
島根県立農業大学校条例及び貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正 する条例	（農 業 経 営 課）	16
島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例	（林 業 課）	17
島根県附属機関設置条例及びふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する条 例	（都 市 計 画 課）	18

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第70号）

1 条例の概要

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の対象となる非常勤の職員に、非常勤の船員で労働者災害補償保険法の適用を受けないものを加えることとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成22年1月1日から施行することとした。

◇島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例（条例第71号）

1 条例の概要

(1) 水と緑の森づくり税の適用期間の延長

ア 個人の県民税の均等割の税率の特例（第3条関係）

改正前	改正後
平成21年度分まで	平成26年度分まで

イ 法人の県民税の均等割の税率の特例（第4条関係）

改正前	改正後
平成22年3月31日までの間に開始する事業年度分まで	平成27年3月31日までの間に開始する事業年度分まで

(2) その他規定の整備

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第72号）

1 条例の概要

(1) 水道法に基づく事務のうち、次の事務を東出雲町に権限移譲することとした。（第2条の表第11号関係）

ア 簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置をとるべき旨の指示

イ 簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令

ウ 簡易専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査

(2) 租税特別措置法に基づく事務のうち、優良宅地の造成の認定を出雲市に権限移譲することとした。（第2条の表第18号関係）

(3) 特定非営利活動法人に関する事務のうち、次の事務を東出雲町及び西ノ島町に権限移譲することとした。（第2条の表第18号・第35号関係）

ア 特定非営利活動促進法に基づく事務

(ア) 設立の認証、認証の申請に係る公告及び関係書類の縦覧並びに不認証の通知

(イ) 登記の完了の届出の受理

(ウ) 仮理事及び特別代理人の選任

(エ) 不正行為等の報告の受理

(オ) 役員の名等の変更の届出の受理

(カ) 定款の変更の認証及び軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理

(キ) 事業報告書等の受理及び閲覧の実施

(ク) 解散の認定及び解散の届出の受理

(ケ) 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理

- (ロ) 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証
 - (ハ) 裁判所に対する意見の陳述及び調査
 - (ニ) 合併の認証
 - (ホ) 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令
 - (ヘ) 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付
 - (ロ) 警察本部長の意見の聴取
 - イ 租税特別措置法施行令に基づく事務
特定非営利活動法人に法令違反等の疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付
- (4) 都市計画法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市に権限移譲することとした。（第2条の表第20号関係）
- ア 開発行為の許可、変更の許可等
 - イ 開発行為に関する工事の完了検査等
 - ウ 開発区域内の土地における建築物の建築又は特定工作物の建設の承認
 - エ 開発行為に関する工事の廃止の届出の受理
 - オ 開発区域内の土地の建築物の建ぺい率等の指定及び建築の許可
 - カ 開発区域内又は開発区域以外の区域内における建築物の新築等の許可
 - キ 開発許可に基づく地位の承継の承認
 - ク 開発登録簿の調製、保管、登録、付記、修正、閲覧、写しの交付等
 - ケ 開発行為に関する報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言
 - コ 開発行為等の規制に違反した者等に対する命令、必要な措置の執行等
 - サ 開発行為又は建築に関する証明書等の交付
- (5) 農地法に基づく事務のうち、次のアの事務にあつては松江市、出雲市及び雲南市に、次のイ、エ及びカの事務（農地等の面積が2ヘクタールを超えないものに限る。）にあつては美郷町に、次のウ、オ及びキの事務にあつては松江市、出雲市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町（農地等の面積が2ヘクタールを超えるものにあつては、松江市及び出雲市に限る。）に権限移譲することとした。（第2条の表第31号関係）
- ア 農業生産法人以外の者に係る住所のある市町村の区域外にある農地等の賃借権等の権利の設定の許可及びその取消し
 - イ 農地の転用の許可
 - ウ 国又は都道府県が農地の転用を行う場合の当該国又は都道府県との協議
 - エ 農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可
 - オ 国又は都道府県が農地等の転用のための権利の設定又は移転を行う場合の当該国又は都道府県との協議
 - カ 違反転用に対する監督処分
 - キ 違反転用に対する原状回復等の措置及び費用の徴収
- (6) 母子及び寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を江津市、雲南市、飯南町及び美郷町に権限移譲することとした。（第2条の表第56号関係）
- ア 母子・寡婦福祉資金（母子福祉団体に対するものを除く。イからキまでにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理
 - イ 母子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理
 - ウ 母子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理
 - エ 母子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理
 - オ 母子・寡婦福祉資金に係る違約金の徴収の特例に係る申請の受理

カ 母子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理

キ その他母子及び寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

(7) 引用する条項の整理

(8) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。ただし、1の(7)及び(8)については公布の日から、1の(5)（美郷町に係る部分を除く。）については農地法等の一部を改正する法律附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第73号）

1 条例の概要

(1) 島根県立三瓶自然館の附属施設からふれあいの里奥出雲公園及び北の原野営場を除くこととした。（第4条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県立農業大学校条例及び貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第74号）

1 条例の概要

(1) 島根県立農業大学校条例の一部改正

島根県立農業大学校の設置目的を農業を担う優れた人材の養成等に改めることとした。（第2条関係）

(2) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正

ア 島根県立農業大学校奨学金の貸付けの目的を農業を担う人材等の確保及び充実に改めることとした。（第2条関係）

イ 島根県立農業大学校奨学金の返還債務の免除の条件である農業への従事に、雇用される者として農業に従事する場合を含めることとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

◇島根県立ふるさと森条例の一部を改正する条例（条例第75号）

1 条例の概要

(1) 知事の使用の許可を必要とする施設から、県民の森の研修館及びオートキャンプサイトを除くこととした。（別表関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇島根県附属機関設置条例及びふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する条例（条例第76号）

1 条例の概要

(1) 島根県附属機関設置条例の一部改正

附属機関を定めた別表から島根県屋外広告物審議会を削ることとした。（別表関係）

(2) ふるさと島根の景観づくり条例の一部改正

島根県景観審議会の権限に、次に掲げる事項を加えることとした。(第30条関係)

ア 屋外広告物に関する事項について調査審議するものとする。

イ 屋外広告物に関する事項について知事に意見を述べるができること。

2 施行期日

平成22年2月1日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 70 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第17条中「、第46条及び第46条の 2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受けるときには、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 21 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 71 号

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「県土保全」の次に「、緑の景観」を加え、「安全で安心な」を「安全・安心で心豊かな」に改める。

第 3 条の見出し中「個人」の次に「の県民税」を加え、同条中「平成21年度」を「平成26年度」に、「県民税の個人」を「個人の県民税」に改める。

第 4 条の見出し中「法人等」を「法人の県民税」に改め、同条中「平成22年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改め、「若しくは第 4 号」を削り、「法人等の均等割」を「法人の県民税の均等割」に、「法人等の区分」を「法人の区分」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 72 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第11号右欄中「雲南市」の次に「、奥出雲町」を加え、同表第18号左欄の(1)中「第31条の 2 第 2 項第15号ハ」を「第31条の 2 第 2 項第14号ハ」に、「第62条の 3 第 4 項第15号ハ」を「第62条の 3 第 4 項第14号ハ」に改め、同欄の(2)中「第31条の 2 第 2 項第16号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ニ」に、「第62条の 3 第 4 項第16号ニ」を「第62条の 3 第 4 項第15号ニ」に改め、同号右欄中「松江市、(2)」を「松江市及び出雲市、(2)」に改め、「、雲南市」の次に「、東出雲町」を加え、「及び海士町」を「、海士町及び西ノ島町」に改め、同表第20号右欄中「松江市」の次に「、出雲市」を加え、同表第31号左欄中「(3)から(13)まで」を「(8)から(23)まで」に、「(8)から(11)まで」を「(15)から(18)まで」に、「(1)又は(2)」を「(1)から(7)まで」に改め、同欄の(13)中「第 2 項第 1 号又は第 2 号」を「第 2 項」に改め、同欄の(13)を同欄の(23)とし、同欄の(12)中「第83条の 2」を「第51条第 1 項」に、「必要な措置を執る」を「原状回復等の措置を講ずる」に改め、「（法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定の違反に係るもの及び(3)又は(6)に規定する許可に係るものに限る。）」を削り、同欄中(12)を(19)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 法第51条第 2 項の規定による命令書の交付

(21) 法第51条第 3 項の規定による原状回復等の措置又は公告

(22) 法第51条第 4 項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収

第 2 条の表第31号左欄の(11)中「第83条」を「第50条」に、「(1)から(10)まで及び(12)」を「(1)から(17)まで及び(19)」に改め、同欄の(11)を同欄の(18)とし、同欄の(10)中「第82条第 5 項」を「第49条第 5 項」に改め、同欄の(10)を同欄の(17)とし、同欄の(9)中「第82条第 3 項」を「第49条第 3 項」に、「(8)」を「(15)」に、「(10)」を

「(17)」に改め、同欄の(9)を同欄の(16)とし、同欄の(8)中「第82条第1項」を「第49条第1項」に、「(1)、(3)若しくは(6)に規定する許可又は(12)に規定する許可の取消し等」を「(1)、(2)、(8)若しくは(12)に規定する許可、(7)若しくは(19)に規定する許可の取消し等又は(11)若しくは(14)に規定する協議」に改め、同欄の(8)を同欄の(15)とし、同欄の(7)中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改め、同欄中(7)を(13)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 法第5条第4項の規定による国又は都道府県との協議

第2条の表第31号左欄中(6)を(12)とし、(5)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 法第4条第5項の規定による国又は都道府県との協議

第2条の表第31号左欄の(4)中「第5条第3項」を「第4条第6項並びに第5条第3項及び第5項」に改め、同欄中(4)を(9)とし、(3)を(8)とし、同欄の(2)中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改め、同欄中(2)を(4)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第3条第6項の規定による利用状況の報告義務の条件の付加

(6) 法第3条の2第1項の規定による必要な措置を講ずべき旨の勧告

(7) 法第3条の2第2項の規定による法第3条第1項の許可の取消し

第2条の表第31号左欄中(1)の次に次のように加える。

(2) 法第3条第3項の規定による同条第1項の許可

(3) 法第3条第4項の規定による市町村長への通知

第2条の表第31号右欄中「(1)及び(2)」を「(1)から(7)まで」に、「並びに(8)から(11)まで」を「及び(15)から(18)まで」に、「(1)又は(2)」を「(1)から(7)まで」に、「(3)から(7)まで」を「(8)から(14)まで」に、「(8)から(11)まで」を「(15)から(18)まで」に、「(12)」を「(19)から(22)まで」に改め、「川本町」の次に「美郷町」を加え、「(13)」を「(23)」に改め、「許可」の次に「又は協議」を加え、同表第35号右欄中「雲南市」の次に「東出雲町」を加え、「及び海士町」を「海士町及び西ノ島町」に改め、同表第54号左欄の(20)中「又は事業の休止若しくは廃止」を削り、同欄の(23)中「第29条第9項」を「第29条第10項」に改め、同欄の(23)を同欄の(24)と

し、同欄の(22)中「第29条第 8 項」を「第29条第 9 項」に改め、同欄の(22)を同欄の(23)とし、同欄の(21)中「第29条第 6 項」を「第29条第 7 項」に改め、同欄中(21)を(22)とし、(20)の次に次のように加える。

(21) 法第29条第 3 項の規定による有料老人ホームの事業の廃止又は休止の届出の受理

第 2 条の表第55号左欄の(5)から(7)までの規定中「第115条の10」を「第115条の11」に改め、同欄の(8)中「第75条」を「第75条第 1 項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同欄の(79)中「第115条の29第 6 項」を「第115条の35第 6 項」に改め、同欄の(79)を同欄の(81)とし、同欄の(78)中「第115条の 9 」を「第115条の10」に改め、同欄の(78)を同欄の(80)とし、同欄の(77)中「第115条の 8 第 2 項」を「第115条の 9 第 2 項」に改め、同欄の(77)を同欄の(79)とし、同欄の(76)中「第115条の 8 第 1 項」を「第115条の 9 第 1 項」に改め、同欄の(76)を同欄の(78)とし、同欄の(75)中「第115条の 7 第 5 項」を「第115条の 8 第 5 項」に、「適正な事業の運営をしていない」を「同条第 1 項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同欄の(75)を同欄の(77)とし、同欄の(74)中「第115条の 7 第 4 項」を「第115条の 8 第 4 項」に改め、同欄の(74)を同欄の(76)とし、同欄の(73)中「第115条の 7 第 3 項」を「第115条の 8 第 3 項」に改め、同欄の(73)を同欄の(75)とし、同欄の(72)中「第115条の 7 第 2 項」を「第115条の 8 第 2 項」に改め、同欄の(72)を同欄の(74)とし、同欄の(71)中「第115条の 7 第 1 項」を「第115条の 8 第 1 項」に改め、同欄の(71)を同欄の(73)とし、同欄の(70)中「第115条の 6 第 1 項」を「第115条の 7 第 1 項」に改め、同欄の(70)を同欄の(72)とし、同欄の(69)中「第115条の 5 」を「第115条の 5 第 1 項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同欄中(69)を(70)とし、(70)の次に次のように加える。

(71) 法第115条の 5 第 2 項の規定による指定介護予防サービス事業者の事業の廃止又は休止の届出の受理

第 2 条の表第55号左欄中(68)を(69)とし、(67)を(68)とし、(66)を(67)とし、同欄の(65)中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加え、同欄中(65)を(66)とし、(63)及び(64)を削り、(62)を(65)とし、(61)を(64)とし、同欄の(60)中「設備及び運営に関する基

準に適合しなくなった」を「同条第 1 項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同欄中(60)を(63)とし、(52)から(59)までを(55)から(62)までとし、同欄の(51)中「第99条」を「第99条第 1 項」に改め、「変更」の次に「又は再開」を加え、同欄中(51)を(53)とし、(53)の次に次のように加える。

(54) 法第99条第 2 項の規定による介護老人保健施設の廃止又は休止の届出の受理

第 2 条の表第55号左欄中(50)を(52)とし、(41)から(49)までを(43)から(51)までとし、同欄の(40)中「適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「指定介護老人福祉施設が同条第 1 項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同欄中(40)を(42)とし、(27)から(39)までを(29)から(41)までとし、同欄の(26)中「適正な事業の運営をしていない」を「同条第 1 項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同欄中(26)を(28)とし、(21)から(25)までを(23)から(27)までとし、同欄の(20)中「第82条」を「第82条第 1 項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同欄中(20)を(21)とし、(21)の次に次のように加える。

(22) 法第82条第 2 項の規定による指定居宅介護支援事業者の事業の廃止又は休止の届出の受理

第 2 条の表第55号左欄中(19)を(20)とし、(15)から(18)までを(16)から(19)までとし、同欄の(14)中「適正な事業の運営をしていない」を「同条第 1 項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同欄中(14)を(15)とし、(9)から(13)までを(10)から(14)までとし、同欄の(8)の次に次のように加える。

(9) 法第75条第 2 項の規定による指定居宅サービス事業者の事業の廃止又は休止の届出の受理

第 2 条の表第56号左欄中「掲げるもの」の次に「(法第 6 条第 6 項に規定する母子福祉団体に対する貸付けに係るものを除く。)」を加え、同号右欄中「、奥出雲町」を「、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表第18号左

欄、同表第54号、同表第55号及び同表第56号左欄の改正規定は公布の日から、同表第31号の改正規定（同号右欄中「川本町」の次に「、美郷町」を加える部分を除く。）及び次項の規定は農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の表第31号の改正規定の施行の際この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第31号左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては松江市長、出雲市長、雲南市長、飯南町長、川本町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ松江市長、出雲市長、雲南市長、飯南町長、川本町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長のした処分その他の行為又は松江市長、出雲市長、雲南市長、飯南町長、川本町長、邑南町長、海士町長、西ノ島町長、知夫村長又は隠岐の島町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律又は政令に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同欄に掲げる法律又は政令に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる事務で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同表の左欄に掲げる法律又は政令の適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町の長のした処分その他の行為又は同欄に掲げる市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

水道法（昭和32年法律第177号）	改正後の条例第 2 条の表第11号左欄に掲げる事務	奥出雲町長
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）	改正後の条例第 2 条の表第18号左欄の(1)に係る事務及び(4)に係る事務（(1)に規定する認定に係るものに限る。）	出雲市長
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）	改正後の条例第 2 条の表第18号左欄の(3)に掲げる事務	東出雲町長、西ノ島町長
都市計画法（昭和43年法律第100号）	改正後の条例第 2 条の表第20号左欄に掲げる事務	出雲市長
農地法	改正後の条例第 2 条の表第31号左欄に掲げる事務	美郷町長
特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）	改正後の条例第 2 条の表第35号左欄に掲げる事務	東出雲町長、西ノ島町長

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 73 号

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び雲南市」を削る。

第 3 条第 4 号中「別表第 1」を「自然館の施設のうち別表第 1」に、「有料施設等」を「有料施設」に改める。

第 4 条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。

第 6 条第 1 号中「有料施設等」を「有料施設」に改める。

第11条第 2 項中「第18条まで、第20条及び第21条」を「第20条まで」に改める。

第12条第 2 項中「有料施設等（テントサイトを除く。）」を「有料施設」に改める。

第13条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前項」に、「休園日又は休業日」を「又は休園日」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第14条第 1 項及び第 2 項中「有料施設等」を「有料施設」に改める。

第18条第 1 号中「有料施設等」を「有料施設」に改め、同条第 2 号中「第21条」を「第20条」に、「有料施設等」を「有料施設」に改める。

第19条を削る。

第20条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条を第19条とする。

第21条を第20条とし、第22条から第25条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第26条を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条、第 12 条、第 16 条関係)

有料施設の名称	区 分	基準額	利用時間
ビジュアルドーム	入場料を徴収し ない場合	1 時間につき 2,380円	午前 9 時から午 後 9 時まで
	入場料を徴収す る場合	1 時間につき 4,760円	
レクチャールーム		1 時間につき 1,230円	

備考 利用時間が 1 時間未満であるときは 1 時間とし、1 時間を超える場合において 1 時間未満の端数の時間があるときはその端数の時間は 1 時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県立農業大学校条例及び貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 74 号

島根県立農業大学校条例及び貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

(島根県立農業大学校条例の一部改正)

第 1 条 島根県立農業大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「優れた農業後継者」を「農業を担う優れた人材」に改める。

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第 2 条 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表島根県立農業大学校奨学金の項中「農業後継者」を「農業を担う人材」に改め、「（雇用される者として従事する場合を除く。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った島根県立農業大学校奨学金については、なお従前の例による。

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 75 号

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例

島根県立ふるさとの森条例（平成 5 年島根県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「同項」を「同条第 2 項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条関係）

施 設 の 名 称	使 用 料 の 額
ふるさと森林公園森林学習展示館学習室	1 時間につき 540 円

備考 使用時間が 1 時間未満であるときは 1 時間とし、1 時間を超える場合において 1 時間未満の端数の時間があるときはその端数の時間は 1 時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

島根県附属機関設置条例及びふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 76 号

島根県附属機関設置条例及びふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する条例

(島根県附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 島根県附属機関設置条例（昭和43年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県屋外広告物審議会の項を削る。

(ふるさと島根の景観づくり条例の一部改正)

第 2 条 ふるさと島根の景観づくり条例（平成 3 年島根県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第30条第 2 項中「景観形成」の次に「及び屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物（次項において「屋外広告物」という。）」を加える。

第30条第 3 項中「景観形成」の次に「及び屋外広告物」を加える。

附 則

この条例は、平成22年 2 月 1 日から施行する。